瑞宝小綬章を授ける
石浦　卓二　圓城寺敏雄
河野　精一　小林　祥郎
澤　弘吉　重富　良一
土肥　敏美　三谷　功
瑞宝双光章を授ける（各通）
大内　亨　大山　晋一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月三十一日）
（東京大学名誉教授）
（同）
瑞宝中綬章を授ける（各通）
遠藤　祐神　中川　末都
瑞宝小綬章を授ける（各通）
大久保　實　大友　勇喜
梶原　松雄　亀井　明平
小林　英夫　庄子　久吉
堀　捨男　望月　正
柳　昭司　山本　健彦
和田　勉
瑞宝双光章を授ける（各通）
大竹　朝喜　高橋　道雄
平野　幸夫　藤田ムサヱ
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月一日）
亀井　福藏　源田　忠治
瑞宝双光章を授ける（各通）
上垣内集次　中村　睦男
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月二日）
（九州工業大学名誉教授）
瑞宝小綬章を授ける
瑞宝双光章を授ける
久保　角佳　鈴木　章友
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月三日）
瑞宝単光章を授ける（十一月四日）
瑞宝単光章を授ける（十一月七日）

伊東　正樹
岡村　美弘
坂上喜久夫
柴山　晄
山端　保
上村　周三
尾形　悦郎
三田　達
牧田　秀雄
小野原克已
萱場　彰
東　敏雄
安澤　市郎
吉田　滋
高橋　錝
丹下　賢一
山本　勝義
金子　淳一

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十一年十一月二十八日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

嘉手川繁夫　川村　俊雄　中村　清次
横山　猛　岡崎　紀　飯塚　修
山田　絵夢　那須　妙子　宮下　嶺一
三村　坦子　梅田　邦光　三浦　政信

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十一年十一月二十八日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

田中　定男　平岡　重子　森嶋八洲樹
岡根キヘ子　谷澤　秀行

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十一年十一月二十八日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

古賀常次郎　石原　博　大家　啓一
日比野　尚　重村　三雄　長岡今朝吉
清水　博夫　平野比左志　山田　裕通
佐藤フジヱ

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十一年十一月二十八日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

栗原　靖　大塚　實

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十一年十一月二十八日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

株式会社内山アドバンス
三一興産株式会社

褒章条例第三条により褒状を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十一年十一月二十八日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故簗瀬徳子遺族　簗瀬　喜通
故船越稔遺族　船越キク〃

褒章条例第六条により褒状を授ける（各通）

官庁報告

官庁事項

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）第４条第１項の規定に基づき定めた米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の全部を平成21年11月27日付けで変更したので、同条第７項において準用する同条第５項の規定に基づき、公表する。

平成21年12月７日

農林水産大臣　赤松　広隆

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針

第１　米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号。以下「食糧法」という。）に基づき、米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進、米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営等を整合性をもって行います。

このうち、生産調整の円滑な推進については、食糧法の枠組みの下で、農業者・農業者団体・行政が適切に連携して生産数量目標の達成に向けて取り組むとともに、水田の有効利用により自給率向上を図るため、主食用米の需要拡大、米粉用米や飼料用米等の生産・利用の拡大に取り組みます。また、国が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、６月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として保有します。

第２　米穀の需給の見通しに関する事項

１　平成20／21年の需要実績

(1)　需要実績の対象期間及び対象米穀

需要実績については、前年７月から当年６月までの１年間について算出しています。

また、需要実績の算定の対象となる米穀は、国内で生産された水稲うるち米及び水稲もち米から、加工用米*及び新規需要米*（以下「加工用米等」という。）を除いた米穀（以下「主食用米等」という。）としています。

＊　米穀の生産調整実施要領（平成20年１月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）第３において生産調整の取組（生産数量目標の外数）として取り扱う米穀として定める加工用米及び新規需要米である。

(2)　算出方法

需要実績の算出方法は、表１のとおりです。

表１　平成20／21年の需要実績の算出方法

(1)　民間流通米の需要実績＝　②　－　①
①　在庫の増減（平成21年６月末在庫量－平成20年６月末在庫量）
②　主食用米等の供給量（平成20年産米）
注１：６月末在庫量には、社団法人米穀安定供給確保支援機構が保有する平成17年産米の豊作による過剰米を市場隔離したもの（いわゆる「現物弁済米」）の数量を含まない。
注２：主食用米等の供給量は、平成20年産米の水稲収穫量（「作物統計」農林水産省大臣官房統計部）から加工用米等の数量及び政府買入数量を控除した数量である。
(2)　政府備蓄米の需要実績＝平成20年７月から平成21年６月までの主食用への販売数量
(3)　需要実績＝　(1)　＋　(2)